

“生きるための保障”重点型商品の発売と 継続割引制度の開始について

三井生命保険株式会社（社長 西村 博）は、平成17年2月1日より、主力商品「ザ・ベクトル（定期保険特約付3年ごと利差配当付利率変動型積立保険）」に、3大疾病や要介護状態からご自身を守るための新生前給付特約「新介護保障特約」「新ナイスリー特約」を付加した「ザ・ベクトル Satisfy（サティスファイ）」を新発売いたします。

また、「ザ・ベクトル」にご加入後、3年間ご継続いただいたご契約について、保険金額に応じて保険料を割り引く「継続割引制度」の取り扱いを新たに開始します。ご契約から3年経過後に、保険金等の支払いの有無を問わず、保険金額に応じて保険料を割り引く制度は、生命保険業界では初となります。三井生命では、ご契約後もお客さまへのサービス向上を図り、「ありがとう」と言われる会社を目指してまいります。

「ザ・ベクトル Satisfy」の特長

1. 生きるための保障が、より“手厚く”“お手頃”に！

3大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）により当社所定の状態に該当した場合の治療費・生活費の不安を一時金でカバーします。

新ナイスリー特約

軽度要介護状態（目安として、公的介護保険の要介護1以上に相当）が180日以上継続した場合に給付金が、さらに特定要介護状態（目安として公的介護保険の要介護2以上に相当）が180日以上継続した場合に保険金が支払われるなど、業界最高水準の介護保障を実現しました。

新介護保障特約

特約の保障内容を“生きるための保障”に特化し、“万一の保障”を分離したことで、従来のナイスリー特約、介護保障特約よりも、お手頃な保険料で“生きるための保障”のご提供が可能になりました。

2. 万一の場合に備える保障や、入院・手術に備える医療保障もラインアップ！

働き盛りで、手厚い保障が必要な30～40歳代の方向けに、定期保険特約や生活保障特約等の万一の場合に備える特約や、ファミリー保障特約等、ご家族をお守りする保障も充実しています。ケガや病気による入院・手術に備える医療保障は、日帰り入院の保障や終身保障など、多彩なラインアップの中からオーダーメイドで選べます。

3. 積立部分と保障部分を分離した画期的な保険！

積立部分と保障部分を区分し、積立部分に貯まった資金を活用することができます。

「継続割引制度」の特長

業界初！

続けるとオトク！

「ザ・ベクトル」にご加入後、3年間ご継続いただいたご契約について、ご加入の保険金額に応じて以後の保険料を割り引きます。

ご契約日が平成17年2月1日以前のご契約につきましては、当制度の対象とはなりません。

商品等については、加入年齢範囲、最低保険金額、最高保険金額など、当社所定の条件の範囲内でお取扱いします。

開発の背景

従来、生命保険に対するお客さまのニーズの中心は「万一の場合に備える保障」でしたが、近年、「万一の保障」を目的に生命保険に加入される方の割合や、「世帯主の普通死亡保険金額」は、徐々に減少してきています（資料1・2参照）。

また、一世帯あたりの「年間払込保険料」を抑える傾向が見られる中で（資料2参照）「医療費・入院費」や「介護費用」の保障を目的として生命保険に加入される方は増加しつつあり（資料1参照）事実、ガンなどの特定疾病保障や、介護保障への加入率は確実に増えてきています（資料3参照）。

《資料1》直近加入契約（民保）の加入目的（複数回答）

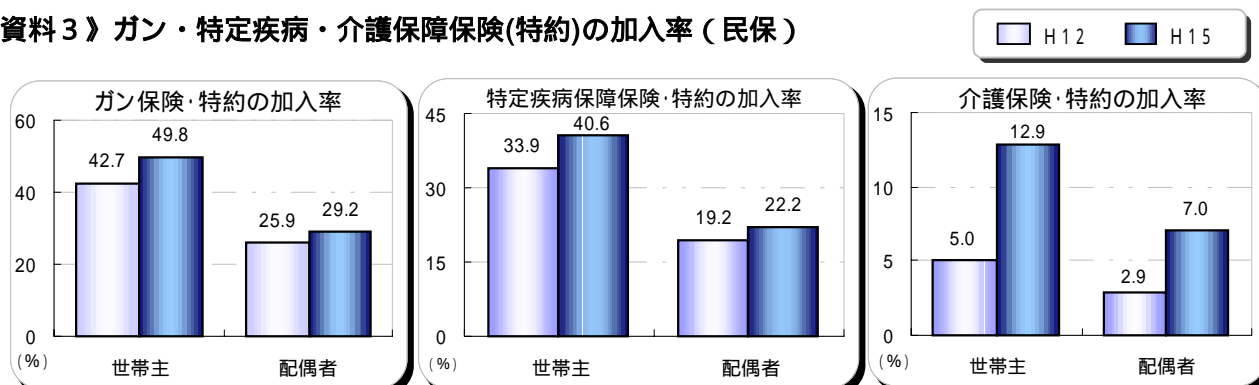
加入年次	H10	H12	H15	H10 対比
万一のときの家族の生活保障のため	68.5%	64.1%	56.8%	11.7%
万一のときの葬式代のため	15.3%	13.5%	10.7%	4.6%
医療費や入院費のため	52.3%	53.1%	63.1%	+10.8%
介護費用のため	3.0%	4.5%	5.9%	+2.9%

《資料2》世帯主の普通死亡保険金額と世帯年間払込保険料の推移（全生保）

（単位：万円）

	H9	H12	H15	H9 対比
世帯主の普通死亡保険金額	2,732	2,524	2,322	410
世帯年間払込保険料	67.6	61.0	53.1	14.5

《資料3》ガン・特定疾病・介護保障保険(特約)の加入率（民保）



<平成15年度 生命保険に関する全国実態調査(生命保険文化センター)より>

「ザ・ベクトル Satisfy」の発売

三井生命では、従来より、「介護保障特約」や「ナイスリー特約(特定疾病保障定期保険特約)」など、様々な病気や要介護状態の場合の経済リスクからご自身を守る“生きるための保障”を多彩なラインアップでご提供してまいりましたが、これらの特約は、死亡・高度障害保障もセットされているため、独身の方や、お子さまが独立されたシニア世代のお客さまの「“万一の場合の遺族保障”よりも、“生きるための保障”を充実させたい」というご要望には十分にお応えできない面もありました。

このたび、発売いたします「ザ・ベクトル Satisfy」は、“万一の保障”と“生きるための保障”が明確に分かれていますので、ご自身のために必要な額の“生きるための保障”を、独身時期からお子さま独立後まで、お手頃な保険料でしっかり準備しつつ、“万一の保障”は、ライフステージに応じて、そのときそのときに必要なだけご準備いただくことができます。

「継続割引制度」の創設

一世帯あたりの払込保険料が低下している現状をふまえ、3年間ご継続いただいた「ザ・ベクトル」について、保険料を割り引く新しいサービスを開始いたします。ご加入の保険金額に応じて割引額は大きくなりますので、「払込保険料は抑えつつ、がんや介護にはしっかり備えたい」というニーズをお持ちの方にぴったりの制度です。

「新介護保障特約」「新ナイスリー特約」の概要

「新介護保障特約」および「新ナイスリー特約」は、「ザ・ベクトル（定期保険特約付3年ごと利差配当付利率変動型積立保険）」に付加できます。

各特約の正式名称

新介護保障特約：新介護保障定期保険特約
 新ナイスリー特約：新特定疾病保障定期保険特約

従来の特約との違い

【新ナイスリー特約】

30歳男性 / 特約保険金額100万円 / 保険期間10年 / 口座振替毎月払の場合

	新ナイスリー特約	ナイスリー特約
特定疾病保障 ()	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のいずれかにより、当社所定の状態に該当したとき 特定疾病保険金 = 特約保険金額 × 100%	同左
死亡・高度障害保障	なし	あり (特定疾病保険金額と同額)
解約返戻金	なし	あり
保険料	287円	375円

() 給付事由の詳細は、別表1をご覧ください。

【新介護保障特約】

30歳男性 / 特約保険金額100万円 / 保険期間10年 / 口座振替毎月払の場合

	新介護保障特約	介護保障特約
介護保障 ()	軽度要介護状態（目安として、公的介護保険の要介護1以上に相当）が180日継続したとき 軽度介護給付金 = 特約保険金額 × 10% ＊ただし、責任開始日以後180日経過後に軽度要介護状態に該当した場合が対象となります。 特定要介護状態（目安として、公的介護保険の要介護2以上に相当）が180日継続したとき 特定介護保険金 = 特約保険金額 × 100%	軽度介護給付金の支払事由に該当している場合で、軽度介護給付金をお支払いする前に特定介護保険金をお支払いするときは、軽度介護給付金を特定介護保険金に加算してお支払いします。 要介護状態が180日継続したとき 介護保険金 = 介護保険金額 × 100%
死亡・高度障害保障	なし	あり (介護保険金額と同額)
解約返戻金	なし	あり
保険料	179円	261円

() 「新介護保障特約」の「軽度要介護状態」および「特定要介護状態」と「介護保障特約」の「要介護状態」は、それぞれ異なる状態が該当します。また、「公的介護保険の要介護1（または2）相当」とは、平成17年2月1日現在の公的介護保険制度に基づく目安です。詳細は、別表2をご覧ください。

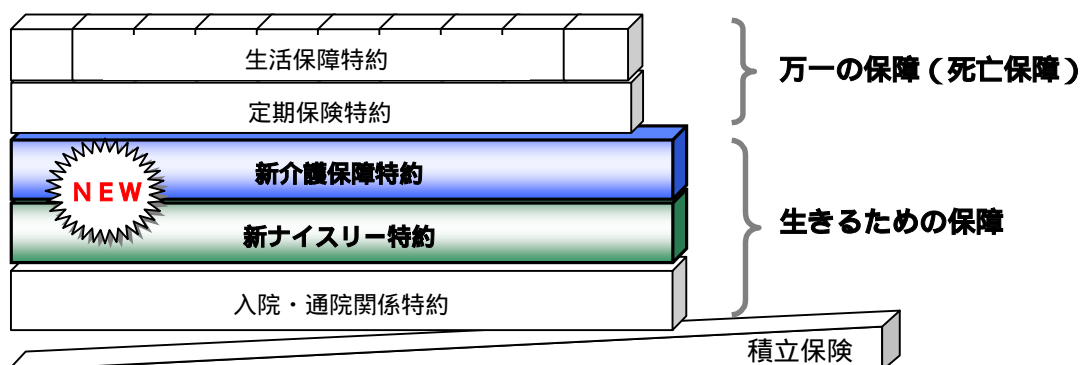
その他

・従来商品「介護保障特約」「ナイスリー特約」は引き続き販売いたします。

「ザ・ベクトル Satisfy」の主な取扱い

「ザ・ベクトル Satisfy」の仕組み図

「ザ・ベクトル Satisfy」とは、三井生命の「ザ・ベクトル（定期保険特約付3年ごと利差配当付利率変動型積立保険）」に「新ナイスリー特約」または「新介護保障特約」を付加した新商品です。



「ザ・ベクトル Satisfy」の加入年齢範囲

20～70歳 ただし、「新介護保障特約」を付加する場合は、20～60歳まで

「ザ・ベクトル Satisfy」の最低保険金額

<男性> 20～49歳：1,500万円 50～70歳：1,000万円

<女性> 20～39歳：1,000万円 40～70歳：800万円

上記保険金額には、「定期保険特約」等の“万一の保障”の他、「新介護保障特約」等の“生きるための保障”の金額も含まれます。

「ザ・ベクトル Satisfy」の保険料例

〔設例〕男性、口座振替毎月払、楽々名人付加、積立部分保険料：1,000円

- ・定期保険特約（10年更新） ... 3,000万円
- ・新介護保障特約（10年更新） ... 500万円
- ・新ナイスリー特約（10年更新） ... 500万円
- ・災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約、新ガン入院特約、
短期入院特約、成人病短期入院特約、ガン短期入院特約（各10年更新） ... 日額：各10,000円
- ・入院初期費用給付特約（10年更新） ... 50,000円

加入年齢	30歳	40歳	50歳
合計保険料	16,865円	24,195円	43,930円

その他

・「ザ・ベクトル Satisfy」には、以下の各特約は付加できません。

ウェルガード生活保障特約・介護生活保障特約・ウェルガード特約・介護保障特約・ナイスリー特約・セイバー特約

【ご参考】三井生命の主力保険「ザ・ベクトル」とは...

「ザ・ベクトル」は、積立部分と保障部分を分離することで「現在どれくらい資金の積立ができているのか」を明確に把握しながら、しかも、万一の保障に備えることができる保険です。

保障部分は、ご加入後もライフステージの変化に合わせて保障内容の見直しを無理なくおこなうことができ、また、積立部分に貯まった資金を利用することでお払い込みいただく保険料を調整することができます。保障内容についても、数多くの特約をご用意しておりますので、お客様のニーズに合わせてチョイスしていただくことができます。

一方、積立部分は、上記の保険料調整機能のほかに、まとまった資金が必要になれば現金化することもできます。逆に、お手持ちの資金を一時金として投入することも可能です（適用利率は年1.5%が最低保証されています）。

継続割引制度について

NEW

「継続割引制度」とは

「ザ・ベクトル」にご加入後、3年間ご継続いただいたご契約について、ご加入の保険金額に応じて4年目以降の保険料を割り引く制度です。

ご契約日が平成17年2月1日以前の「ザ・ベクトル」については、当制度の対象となりません。

「継続割引制度」により保険料割引の対象となる特約

下記の特約保険金額の合計額に応じて、特約保険料が割り引かれます。

ただし、(ウェルガード・介護)生活保障特約については、特約年金額をもとに所定の換算方法により算出した金額を算入します。

定期保険特約・終身保険特約・ウェルガード生活保障特約・介護生活保障特約・生活保障特約・新介護保障特約・新ナイスリー特約・ウェルガード特約・介護保障特約・ナイスリー特約・セイバー特約

「継続割引制度」による割引額<保険料例>

30歳男性が定期保険特約(保険期間10年)を下記金額付加された場合の特約保険料(口座振替毎月払)

特約保険金額	1,500万円	3,000万円	5,000万円
ご加入時の特約保険料	3,855円	7,710円	12,850円
4年目以降の特約保険料	3,555円	6,810円	11,100円
割引額(月額)	300円	900円	1,750円
保険金額100万円あたりの割引額	20円	30円	35円
10年間の割引総額	25,200円	75,600円	147,000円

保険金額が
大きいほど、
割引額も
UPで
オトク!!

発売時期

平成17年2月1日募集分(3月1日以降始期)より。

以上

別表 1

新ナイスリー特約の支払事由

名称	支払事由
特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、悪性新生物*に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）
	(2) 被保険者がこの特約の責任開始時*以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞*を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して 60 日以上、労働の制限を必要とする状態*が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中*を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

*責任開始時： 特約の締結の際の責任開始時または復活が行なわれたときは最終の復活の際の責任開始時をいいます。

*悪性新生物： 別表 3 に定める疾病をいいます。

*急性心筋梗塞： 別表 3 に定める疾病をいいます。

*脳卒中： 別表 3 に定める疾病をいいます。

*労働の制限を必要とする状態： 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

別表 2

新介護保障特約の支払事由

名称	支払事由	支払金額
特定介護保険金	この特約の保険期間中に、次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを要します。） (ア) 被保険者がこの特約の責任開始時*以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として特定要介護状態*に該当したこと (イ) 特定要介護状態に該当した日から起算して、特定要介護状態が 180 日継続したこと	特約保険金額
軽度介護給付金	この特約の保険期間中に、次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを要します。） (ア) 被保険者がこの特約の責任開始の日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として軽度要介護状態*に該当したこと (イ) 軽度要介護状態に該当した日から起算して、軽度要介護状態が 180 日継続したこと	特約保険金額の 10%

*責任開始時： 特約の締結の際の責任開始時または復活が行なわれたときは最終の復活の際の責任開始時をいいます。

*特定要介護状態： 別表 4 に定める状態をいいます。

*軽度要介護状態： 別表 4 に定める状態をいいます。

別表 3

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。 1 責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）から起算して90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 2 上皮内癌 3 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 1 典型的な胸部痛の病歴 2 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 3 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

別表 4

特定要介護状態および軽度要介護状態

1. 特定要介護状態

次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 機能障害により次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態

(ア) 寝返りまたは歩行の際に、表1に定める介助状態に該当すること

(イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること

(2) 次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態

(ア) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表3に定める問題行動が2項目以上見られること

(イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること

2. 軽度要介護状態

次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 機能障害により次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態

(ア) 寝返りまたは歩行の際に、表1に定める介助状態に該当すること

(イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること

(2) 次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態

(ア) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表3に定める問題行動が2項目以上見られること

(イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること

表1

項目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。	

表2

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 介護者に抱えられなければ、一般家庭用浴槽の出入りをする事ができない。 洗身(浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと)を全て介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 洗身の際に、介護者が石鹸等をつけて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 おむつ等を使用している。 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわる全ての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 歯磨き等を自分では全くできない。 洗顔を自分では全くできない。 整髪を自分では全くできない。 つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 歯磨き等を行なう際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣服着脱	次のいずれかに該当する。 ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 上衣の着脱を自分では全くできない。 ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性痴呆により該当する状態を含むものとします。		

表3

問題行動
ひどい物忘れがある。
まわりのことに関心を示さないことがある。
実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
作り話を周囲に言いふらすことがある。
実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
介護者の助言や介護に抵抗することがある。
目的もなく動き回ることがある。
自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
1人で外に出たがり目が離せないことがある。
いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
火の始末や火元の管理ができないことがある。
物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
食べられないものを口に入れることがある。
②周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。